

・育種価本原資格の変更について（令和８年４月１日より）

登録審査を受けた時に様々な条件を満たしたものが本原登録牛となりますが、以下の条件を満たさないものは基本登録牛になります。

・令和７年４月時点での『本原』登録牛となるための条件

- ①登録協会が認める和牛改良組合がある地区で生産飼育されているもの
- ②父牛が８１点以上、母牛が８０点以上であるもの
- ③きょうだい牛に血統証明書牛（第１類～第３類の不良形質による）が出現していないもの
- ④本牛の審査得点が、種雄牛：８３点以上、雌：８１点以上であるもの
- ⑤本牛の期待育種価または期待の期待育種価が下記を満たすもの

（１）種雄牛	枝肉重量	ロース芯面積	脂肪交雑
	B以上	B以上	A以上
	または		上位１／１０以上
（２）雌	枝肉重量		脂肪交雑
	B以上		B以上
	または		A以上

産肉能力の改良が進み、今後はこのレベルを維持したまま繁殖性や食味性の改良も進めていくために、令和８年４月１日より、上記⑤の条件が以下の条件に改正されることになりました。

（１）種雄牛	枝肉重量	ロース芯面積	脂肪交雑
	C以上	C以上	B以上
	または A		
	または	A	
	または		A
（２）雌	枝肉重量		脂肪交雑
	C以上		C以上